



鳥取県公報

平成 21 年 10 月 16 日(金)
号外第 106 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例 (55) (県民室) 4
	鳥取県基金条例の一部を改正する条例 (56) (財政課) 7
	鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 (57) (自治振興課) 9
	鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例 (58) (循環型社会推進課) 12
	鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例 の一部を改正する条例 (59) (〃) 13

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県情報公開条例の一部改正について

1 条例の改正理由

社会経済活動や行政施策の広域化、交通通信網の発達等により県政に関する情報を必要とする者が県の区域内に住所を有する者等（以下「県民等」という。）に限定されなくなっていること等にかんがみ、県民等以外のものも開示請求ができることとし、開かれた県政のより一層の推進を図る。

2 条例の概要

- (1) 何人も、実施機関に対して、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求できることとする。
- (2) (1)に伴い、県民等以外のものからの開示申出に係る規定を削る。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県介護職員処遇改善等臨時特例基金の活用により、介護施設の開設準備に対する支援に係る事業を実施することとなったことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県介護職員処遇改善等臨時特例基金の設置目的に介護施設の開設準備に対する支援に関することを加える。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

住民の利便性の向上及び行政事務の合理化を図るため、県が住民から住民票の写しの提出を受けている事務又は県が市町村から住民票の写しを取得している事務について、本人確認情報を利用することができる事務に加える等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 本人確認情報を利用することができる事務として次の事務を加える。
 - ア 肥料登録の申請、登録証の書替交付、指定配合肥料の生産業者の届出又は特殊肥料の生産業者及びその輸入業者の届出に関する事務
 - イ 家畜人工授精師の免許又は免許証の書換交付若しくは再交付に関する事務
 - ウ 県税の賦課徴収又は犯則事件の調査に関する事務
 - エ 採石業の登録又は登録変更の届出に関する事務
 - オ 用地取得に関する事務
 - カ 戦傷病者手帳の交付又は記載事項の訂正に関する事務
 - キ 砂利採取業の登録又は登録変更の届出に関する事務
 - ク 浄化槽管理者に対する指導及び助言に関する事務
 - ケ 被爆者健康手帳の交付又は被爆者の居住地変更の届出に関する事務
 - コ 介護支援専門員の登録又は登録事項の変更の届出に関する事務
 - サ 恩給の受給者への調査に関する事務
 - シ 屋外広告業の登録又は登録事項の変更の届出に関する事務
 - ス 不動産取得税の課税の特例に関する事務

- (2) 本人確認情報を提供できる知事以外の県の執行機関及び当該機関の行う事務は、監査委員の住民監査請求に関する事務とする。
- (3) 知事以外の県の執行機関への本人確認情報の提供方法を定める。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

湯梨浜町及び琴浦町が鳥取県環境美化の促進に関する条例に相当する条例を制定して、空き缶等をみだりに投棄すること等を禁止することにより環境美化の促進に取り組むことにかんがみ、湯梨浜町及び琴浦町の区域を条例の適用除外とするよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 条例の規定を適用しない区域に東伯郡湯梨浜町及び琴浦町を加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成21年11月1日からとする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を要しない小型焼却施設（以下「特定小型焼却施設」という。）の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 条例手続の対象となる施設に、特定小型焼却施設を加える。
- (2) 条例手続の対象となる行為に、処理する廃棄物の種類の変更を加える。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行日
 - 施行日は、平成22年1月1日とする。
 - イ 経過措置
 - 所要の経過措置を講じる。
 - ウ 適用区分

施行日前にダイオキシン類対策特別措置法に基づく施設の設置等の届出がされた特定小型焼却施設であって、施行日以後に当該施設の位置、構造等の変更について条例手続の終了通知を受けていないものを産業廃棄物処理施設として使用することとする場合は、条例手続の対象とする。

条 例

鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第55号

鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「削除条等」という。）を削り、同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（解釈及び運用の方針）</p> <p>第3条 実施機関は、公文書の開示に当たっては、公文書の開示を求める権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（開示請求権）</p> <p>第5条 <u>何人も</u>、実施機関に対して、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、意見書</p>	<p>（解釈及び運用の方針）</p> <p>第3条 実施機関は、公文書の開示に当たっては、<u>県民の</u>公文書の開示を求める権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（開示請求権）</p> <p>第5条 <u>次に掲げるものは</u>、実施機関に対して、当該実施機関の保有する公文書の開示（<u>第5号に掲げるもの</u>にあつては、そのものの有する利害関係に係る<u>公文書の開示に限る。</u>）を請求することができる。</p> <p>（1） <u>県の区域内に住所を有する者</u></p> <p>（2） <u>県の区域内に所在する事務所又は事業所に勤務する者</u></p> <p>（3） <u>県の区域内に所在する学校に在学する者</u></p> <p>（4） <u>県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</u></p> <p>（5） <u>前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの</u></p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、意見書</p>

を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第9条第2項第2号イ又は同項第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2)及び(3) 略

3 略

第16条 削除

(出資法人及び指定管理者の情報公開の推進のための措置)

第39条 略

2 知事は、出資法人及び指定管理者の情報公開に関する相談、苦情の申出等に応じるとともに、必要な情報提供を行うため、相談窓口を設置するものとする。

3 略

を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第9条第2項第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2)及び(3) 略

3 略

(開示請求者以外への公文書の開示)

第16条 実施機関は、第5条各号に掲げるもの以外のものから公文書の開示を求める申出(以下「開示申出」という。)があったときは、第6条から前条まで(第7条第5項及び第6項、第11条並びに第14条を除く。)の規定の例により、これに応ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている公文書を開示する旨を、開示申出をした者に対し回答しようとする場合には、当該回答に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないとき、及び当該第三者に関する情報が第9条第2項各号に掲げる情報のいずれにも該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

3 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合には、当該意見書において開示されることにより支障が生ずるものとされた情報を開示しないものとする。

(出資法人及び指定管理者の情報公開の推進のための措置)

第39条 略

2 知事は、出資法人及び指定管理者の情報公開に関する県民の相談、苦情の申出等に応じるとともに、必要な情報提供を行うため、相談窓口を設置するものとする。

3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にされている改正前の鳥取県情報公開条例第16条第1項の規定による公文書の開示を求める申出(以下「開示申出」という。)については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に発信され、同日以後に到達した開示申出については、改正後の鳥取県情報公開条例第5条の規定による公文書の開示の請求とみなす。

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第56号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
26 鳥取県介護職員処遇改善等臨時特例基金	介護職員の処遇改善を行う介護事業者を支援することにより介護サービスに従事する人材の確保及び育成を推進するとともに、介護施設の開設準備に対する支援を行うことによりその円滑な開設を図り、もって質の高い介護サービスの安定的な提供体制の確保に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	26 鳥取県介護職員処遇改善等臨時特例基金	<u>賃金の改善や技能向上のための仕組みを構築して、介護職員の処遇改善を行う介護事業者を支援することにより、介護職員の処遇の改善を図り、もって</u> 介護サービスに従事する人材の確保及び育成を推進すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
略					略				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第57号

鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（本人確認情報を利用することができる事務）</p> <p>第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3） <u>肥料取締法（昭和25年法律第127号）による同法第4条第1項の登録、同法第13条第1項の書替交付、同法第16条の2の届出又は同法第22条の届出に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>（4） <u>家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）による同法第16条第1項の免許又は家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）による同令第9条の書換交付若しくは同令第10条の再交付に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>（5） <u>地方税法（昭和25年法律第226号）若しくは鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）による県税の賦課徴収（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。）又は犯則事件の調査に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>（6） <u>採石法（昭和25年法律第291号）による同法第32条の登録又は同法第32条の7第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>（7） <u>土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業（都市計画法（昭和43年法律第100号）第69条の規定によりみなされるものを含む。）の用に供するための土地の取得に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>（8） <u>戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168</u></p>	<p>（本人確認情報を利用することができる事務）</p> <p>第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）及び（2）略</p>

号)による同法第4条第1項若しくは第2項の交付又は同法第5条第1項の訂正に関する事務であって規則で定めるもの

(9) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)による同法第3条の登録又は同法第9条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの

(10) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)による浄化槽管理者に対する指導及び助言に関する事務であって規則で定めるもの

(11) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による同法第2条第1項の交付又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)による同令第3条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの

(12) 介護保険法(平成9年法律第123号)による同法第69条の2第1項の登録又は同法第69条の4の届出に関する事務であって規則で定めるもの

(13) 略

(3) 略

(14) 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正12年鳥取県令第55号)による同条例第7条ノ3の調査に関する事務であって規則で定めるもの

(15) 略

(4) 略

(16) 鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号)による同条例第10条の2第1項若しくは第3項の登録又は同条例第10条の6第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの

(17) 略

(5) 略

(18) 略

(6) 略

(19) 略

(7) 略

(20) 略

(8) 略

(21) 鳥取県税条例による同条例第88条第1項、第105条第1項又は第106条第1項の不動産取得税の課税の特例に関する事務であって規則で定めるもの

(22) 略

(9) 略

(本人確認情報を提供する知事以外の県の執行機関及び事務)

第3条 法第30条の8第2項に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関及び事務は、監査委員の地方自治法(昭和22年法律第67号)による同法第242条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるものとする。

<p><u>(知事以外の県の執行機関への本人確認情報の提供方法)</u> <u>第4条 知事が行う法第30条の8第2項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の本県の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の本県の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法により行うものとする。</u></p> <p>(本人確認情報の保護に関する審議会) 第5条 略</p> <p>(国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料) 第6条 略</p> <p>(自己の本人確認情報の開示に係る費用負担) 第7条 略</p>	<p>(本人確認情報の保護に関する審議会) 第3条 略</p> <p>(国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料) 第4条 略</p> <p>(自己の本人確認情報の開示に係る費用負担) 第5条 略</p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第58号

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（適用除外）</p> <p>第13条 この条例の規定は、<u>別表に定める</u>区域については、適用しない。</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p><u>別表（第13条関係）</u></p> <p>鳥取市 米子市 倉吉市 八頭郡八頭町 東伯郡湯梨浜町 東伯郡琴浦町</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第13条 この条例の規定は、<u>鳥取市、米子市、倉吉市及び八頭郡八頭町の</u>区域については、適用しない。</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年11月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前に東伯郡湯梨浜町及び琴浦町の区域においてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第59号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（平成17年鳥取県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章及び第2章 略 第3章 <u>廃棄物処理施設等の設置者の責務（第25条 - 第29条）</u> 第4章及び第5章 略 附則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（6） 略 <u>（7） 特定小型焼却施設 廃棄物焼却炉（廃棄物処理施設又は事業者が廃棄物を排出した事業所内で自ら処理するために設置する施設を除く。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。</u> <u>ア 火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上のもの</u> <u>イ 焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、そ</u>	目次 第1章及び第2章 略 第3章 <u>廃棄物処理施設の設置者の責務（第25条 - 第29条）</u> 第4章及び第5章 略 附則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（6） 略

これらの焼却能力の合計)が1時間当たり50キログラム以上のもの

- (8) 廃棄物処理施設等の設置 廃棄物処理施設又は特定小型焼却施設(以下「廃棄物処理施設等」という。)の新設(現に廃棄物処理施設等に該当しない施設が新たに廃棄物処理施設等に該当することとなる場合を含み、一般廃棄物処理施設を産業廃棄物処理施設として、産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として、特定小型焼却施設を産業廃棄物処理施設として、又は産業廃棄物処理施設を特定小型焼却施設として使用することとする場合を除く。)又はその位置、構造、規模若しくは処理する廃棄物の種類の変更(軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。)をいう。
- (9) 紛争 廃棄物処理施設等の設置に伴って生ずる周辺の生活環境に及ぼす影響に関する関係住民と事業者との間の紛争をいう。
- (10) 事業者 廃棄物処理施設等の設置をしようとする者をいう。
- (11) 周辺区域 廃棄物処理施設等を設置する場所の周辺の区域であって規則で定めるものをいう。
- (12) 略
- (13) 略

(事業者及び関係住民の責務)

第4条 事業者は、廃棄物処理施設等の設置に当たっては、紛争の予防及び紛争の解決のための調整に関して県及び市町村の施策に協力するとともに、周辺地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮し、関係住民の理解を得よう努めなければならない。

2 略

3 廃棄物処理施設等の設置者は、県が実施する廃棄物の不適正処理の防止に関する施策に協力しなければならない。

(事業計画書の提出)

第5条 事業者は、廃棄物処理施設等の設置を行うときは、次に掲げる事項を定めた事業計画(以下「事業計画」という。)を記載した事業計画書(以下「事業計画書」という。)を規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

- (1) 廃棄物処理施設等の設置の目的又は設置を必要とする理由
- (2) 廃棄物処理施設等の種類及び当該施設において処理する廃棄物の種類

(7) 廃棄物処理施設の設置 廃棄物処理施設の新設(現に廃棄物処理施設に該当しない施設が新たに廃棄物処理施設に該当することとなる場合を含み、一般廃棄物処理施設を産業廃棄物処理施設として、又は産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として使用することとする場合を除く。)又はその位置、構造若しくは規模の変更(軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。)をいう。

- (8) 紛争 廃棄物処理施設の設置に伴って生ずる周辺の生活環境に及ぼす影響に関する関係住民と事業者との間の紛争をいう。
- (9) 事業者 廃棄物処理施設の設置をしようとする者をいう。
- (10) 周辺区域 廃棄物処理施設を設置する場所の周辺の区域であって規則で定めるものをいう。
- (11) 略
- (12) 略

(事業者及び関係住民の責務)

第4条 事業者は、廃棄物処理施設の設置に当たっては、紛争の予防及び紛争の解決のための調整に関して県及び市町村の施策に協力するとともに、周辺地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮し、関係住民の理解を得よう努めなければならない。

2 略

3 廃棄物処理施設の設置者は、県が実施する廃棄物の不適正処理の防止に関する施策に協力しなければならない。

(事業計画書の提出)

第5条 事業者は、廃棄物処理施設の設置を行うときは、次に掲げる事項を定めた事業計画(以下「事業計画」という。)を記載した事業計画書(以下「事業計画書」という。)を規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

- (1) 廃棄物処理施設の設置の目的又は設置を必要とする理由
- (2) 廃棄物処理施設の種類及び当該施設において処理する廃棄物の種類

(3) 廃棄物処理施設等の設置場所
 (4) 廃棄物処理施設等の処理能力
 (5) 廃棄物処理施設等の処理方式、構造及び設備の概要
 (6) 略

2 事業者は、事業計画の作成に当たっては、次に掲げる事項について、知事が別に定める指針に基づいたものとしなければならない。

(1) 廃棄物処理施設等の構造及び設備
 (2) 廃棄物処理施設等の維持管理の方法

3 事業者は、当該廃棄物処理施設等を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類(以下「生活環境影響調査結果書」という。)を作成し、事業計画書に添付しなければならない。

4 及び 5 略

(環境の保全に関する協定の締結)

第20条 事業者は、廃棄物処理施設等の設置に関し、関係住民又は関係市町村長から生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結することについて要請があったときは、誠意をもって対応しなければならない。

2 略

(条例手続の時期)

第23条 事業者は、法第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項に規定する許可の申請若しくは法第9条第3項(法第15条の2の5第3項において準用する場合を含む。)若しくは法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出(廃棄物処理施設の設置に関するものに限る。)又はダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号。以下「ダイオキシン法」という。)第12条第1項若しくは第14条第1項の規定による届出(廃棄物処理施設等の設置に関するものに限る。)を行う前に、この章に規定する必要な手続(以下「条例手続」という。)を行わなければならない。

2 略

第3章 廃棄物処理施設等の設置者の責務

(3) 廃棄物処理施設の設置場所
 (4) 廃棄物処理施設の処理能力
 (5) 廃棄物処理施設の処理方式、構造及び設備の概要
 (6) 略

2 事業者は、事業計画の作成に当たっては、次に掲げる事項について、知事が別に定める指針に基づいたものとしなければならない。

(1) 廃棄物処理施設の構造及び設備
 (2) 廃棄物処理施設の維持管理の方法

3 事業者は、当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類(以下「生活環境影響調査結果書」という。)を作成し、事業計画書に添付しなければならない。

4 及び 5 略

(環境の保全に関する協定の締結)

第20条 事業者は、廃棄物処理施設の設置に関し、関係住民又は関係市町村長から生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結することについて要請があったときは、誠意をもって対応しなければならない。

2 略

(条例手続の時期)

第23条 事業者は、法第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項に規定する許可の申請又は法第9条第3項(法第15条の2の5第3項において準用する場合を含む。)若しくは法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出(廃棄物処理施設の設置に関するものに限る。)を行う前に、この章に規定する必要な手続(以下「条例手続」という。)を行わなければならない。

2 略

第3章 廃棄物処理施設の設置者の責務

(廃棄物の処理状況に係る報告等)

第25条 一般廃棄物処理施設又は特定小型焼却施設の設置者は、規則で定めるところにより、当該施設における一般廃棄物又は産業廃棄物の処理状況を知事に報告しなければならない。

2 廃棄物処理施設等の設置者は、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理状況に関する事項を記録した書類を当該廃棄物処理施設等（当該廃棄物処理施設等に備え置くことが困難である場合にあっては、当該廃棄物処理施設等の設置者の最寄りの事務所）に備え置き、関係住民の求めに応じ、その閲覧に供さなければならない。

3 知事は、第1項の規定による報告の内容を公表するものとする。

(事故対応費用に係る措置)

第27条 廃棄物処理施設等の設置者は、当該廃棄物処理施設等において破損その他の事故が発生した場合に廃棄物の除去等を適切に行うため、これに要する費用をあらかじめ積み立てる等の措置を行うよう努めるものとする。

(施設の公開)

第28条 廃棄物処理施設等の設置者は、業務に特段の支障がある場合を除き、自ら、関係住民に対し、当該廃棄物処理施設等を公開するよう努めるものとする。

(廃棄物処理施設等の承継)

第29条 廃棄物処理施設等の設置者から当該廃棄物処理施設等に係る権利を承継しようとする者（以下「承継者」という。）は、当該廃棄物処理施設等について環境の保全に関する協定が締結されているときは、事業の実施に当たり、新たに協定を締結する場合を除き、従前の協定の内容を遵守しなければならない。

2 承継者は、廃棄物処理施設等に関し、関係住民又は関係市町村長から生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結することについて要請

(廃棄物の処理状況に係る報告等)

第25条 廃棄物処理施設の設置者は、規則で定めるところにより、当該施設における一般廃棄物の処理状況を知事に報告するとともに、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理状況に関する事項を記録した書類を当該廃棄物処理施設（当該廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所）に備え置き、関係住民の求めに応じ、その閲覧に供さなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告の内容を公表するものとする。

(事故対応費用に係る措置)

第27条 廃棄物処理施設の設置者は、当該廃棄物処理施設において破損その他の事故が発生した場合に廃棄物の除去等を適切に行うため、これに要する費用をあらかじめ積み立てる等の措置を行うよう努めるものとする。

(施設の公開)

第28条 廃棄物処理施設の設置者は、業務に特段の支障がある場合を除き、自ら、関係住民に対し、当該廃棄物処理施設を公開するよう努めるものとする。

(廃棄物処理施設の承継)

第29条 廃棄物処理施設の設置者から当該廃棄物処理施設に係る権利を承継しようとする者（以下「承継者」という。）は、当該廃棄物処理施設について環境の保全に関する協定が締結されているときは、事業の実施に当たり、新たに協定を締結する場合を除き、従前の協定の内容を遵守しなければならない。

2 承継者は、廃棄物処理施設に関し、関係住民又は関係市町村長から生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結することについて要請が

<p>があったときは、誠意をもって対応しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(設置等)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 審議会は、<u>廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する事項について、知事に意見を述べる</u>ことができる。</p> <p>(組織)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 委員は、<u>廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関し、必要な知識又は経験を有する者</u>その他知事が<u>適当と認める者のうちから、知事が議会の同意を得て任命する。</u></p> <p>(勧告及び公表)</p> <p>第38条 知事は、<u>廃棄物処理施設等の設置について、事業者が手続終了通知を受ける前に法第9条第3項(法第15条の2の5第3項において準用する場合を含む。)</u>若しくは<u>法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出又はダイオキシン法第12条第1項若しくは第14条第1項の規定による届出をした場合において、当該廃棄物処理施設等の設置に伴う紛争を予防するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、直ちに条例手続を行い、手続終了通知を受けよう勧告するものとする。</u>この場合において、<u>当該廃棄物処理施設等の設置に伴う紛争が現に生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、併せて、手続終了通知を受けよう勧告するものとする。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(適用除外)</p> <p>第40条 環境影響評価法(平成9年法律第81号)若しくは鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号)の対象となる<u>廃棄物処理施設又は移動式の廃棄物処理施設等(規則で定めるものに限る。)</u>の設置については、第2章の規定は、適用しない。</p>	<p>あったときは、誠意をもって対応しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(設置等)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 審議会は、<u>廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する事項について、知事に意見を述べる</u>ことができる。</p> <p>(組織)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 委員は、<u>廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関し、必要な知識又は経験を有する者</u>その他知事が<u>適当と認める者のうちから、知事が議会の同意を得て任命する。</u></p> <p>(勧告及び公表)</p> <p>第38条 知事は、<u>廃棄物処理施設の設置について、事業者が手続終了通知を受ける前に法第9条第3項(法第15条の2の5第3項において準用する場合を含む。)</u>又は<u>法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出をした場合において、当該廃棄物処理施設の設置に伴う紛争を予防するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、直ちに条例手続を行い、手続終了通知を受けよう勧告するものとする。</u>この場合において、<u>当該廃棄物処理施設の設置に伴う紛争が現に生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、併せて、手続終了通知を受けよう勧告するものとする。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(適用除外)</p> <p>第40条 環境影響評価法(平成9年法律第81号)若しくは鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号)の対象となる<u>廃棄物処理施設又は移動式の廃棄物処理施設(規則で定めるものに限る。)</u>の設置については、第2章の規定は、適用しない。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第2章の規定による手続が行われている廃棄物処理施設の設置に係る手続その他の行為については、なお従前の例による。

(適用区分)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第12条第1項又は第13条第1項の規定に基づく届出をして設置されている特定小型焼却施設を施行日以後に改正後の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第4号に規定する産業廃棄物処理施設として利用しようとする場合にあっては、当該産業廃棄物処理施設に係る新条例第2章の規定による手続の開始の前に当該特定小型焼却施設としてその位置、構造、規模又は処理する廃棄物の種類の変更について新条例第23条第2項の手続終了通知を受けているときを除き、新条例第2条第8号の規定にかかわらず産業廃棄物処理施設の新設とみなし、新条例第2章の規定を適用する。